

## 公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団 助成金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団(以下「この法人」という。)定款第4条に定める事業の対象になるものに交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、感染症に関する研究活動を行う研究者とする。

### (申請者の募集及び資格)

第3条 助成金の交付希望者(以下「申請者」という。)の募集方法は、公募とする。

2 申請者の所属は国内の研究機関等とし、政府・民間の機関・団体のいずれも問わないものとする。

3 募集に関する具体的な事項は各助成金の募集要項に定め、理事会で承認する。

### (申請及び申請期間)

第4条 申請に関する具体的事項及び申請受付期間については、理事会で承認する。

### (助成金の使途)

第5条 交付された助成金の使途は、研究に通常必要とされる直接的な費用とし、飲食費や接待交際費、諸給与等の間接的な費用は除くものとする。ただし、研究のために臨時に雇入れた者に対する謝礼金は、この限りではない。

### (助成金交付決定手続等)

第6条 この法人の事務局長は、受け付けた申請内容を、選考委員会に送るものとする。

2 選考委員会は第2条の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。

3 理事長は、選考委員会の選考結果を理事会に上程し、助成対象者を理事会で決定する。理事会は決定に当たり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

4 理事会で助成対象者が決定した際は、速やかに選考結果を申請者に対し、書面又は電磁的方法により通知する。

- 5 助成金は、全額又は必要により分割した額をもって申請者に交付する。
- 6 助成金の交付を受けた者は、第5条の規定に従いその研究等に直接必要な経費に使用しなければならない。
- 7 交付した助成金に余剰が生じた場合は、原則として返還を求めるものとする。

(変更手続等)

第7条 助成金の交付を受けた者は、申請時に提出した収支予算に関し次の各号の一に該当するときは、あらかじめこの法人に届出し、常務理事の承認を受けなければならない。

- (1) 対象となる研究活動等が中止となる時
  - (2) 使途の費目を変更するとき
  - (3) 助成総額の30%を超える使用金額の変動があるとき
  - (4) 助成対象期間後に支出が発生するとき
- 2 助成金の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、その旨遅滞なくこの法人に届出なければならない。
- (1) 研究計画等に関し変更があるとき
  - (2) 申請時に提出した基本情報の内容に変更があったとき

(整理保管)

第8条 助成金の交付を受けた者は、領収書及び受領書等関係書類を整理保管しなければならない。

(監査)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て助成金の交付を受けた者に対し、経費並びに研究事項等について報告を求め、又は経理並びに研究の内容等について監査することができる。

(研究報告の公表)

第10条 この法人は、助成金の交付を受けて実施した研究の一部を研究報告として公表する。

(刊行物の報告)

第11条 助成金により研究に従事する研究者が、研究の結果の全部若しくは一部を刊行又は発表する場合は、その内容を理事長に報告しなければならない。

(知的財産権の取り扱い)

第12条 この法人は、助成金による研究の成果に基づく知的財産権については、すべて放

棄する。

(実績の報告)

第13条 助成金の交付を受けた者は、研究活動等の終了後2か月以内に実績、研究報告の要旨及び収支を理事長に報告しなければならない。また、助成期間が複数年にわたる場合は、年に1度、この法人が定める時期と方法により定期報告を行うものとする。

(助成金の決定の取り消し、中止及び返還)

第14条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、この法人は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又は既に交付した一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3) 定期報告・最終報告の義務を怠ったとき
- (4) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないと理事会が認めたとき

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長又は常務理事が別に定める。なお、常務理事が定める場合は、理事長に報告するものとする。

附 則

この規程は、2022年11月18日より施行する。